

第10回 新しい時代の公益法人制度の在り方に関する有識者会議

議事概要

日 時：令和5年4月27日（木）10:00～11:50

場 所：虎ノ門37森ビル 12階会議室 ※オンライン併用

有識者：【会議室出席】

両宮孝子座長、高山昌茂座長代理、菅野文美委員、溜箭将之委員、永沢裕美子委員、長谷川知子委員、濱口博史委員、松前江里子専門委員、黒田かをりオブザーバー

【オンライン出席】

酒井香世子委員、澁谷雅弘委員、松元暢子委員

内閣府：田和宏事務次官、井上裕之内閣府審議官、北川修公益法人行政担当室長、高角健志参事官、泉吉顕参事官、中道紘一郎企画官、松本浩典企画官、古谷真良企画官

【議事】

最終報告（案）について

【概要】

事務局から、資料1及び資料2に沿って、最終報告（案）について説明を行った。委員からの主な意見は以下のとおり。

- ・最終報告（案）について、全体としての方向性に賛同する。
- ・今回の改革について、法人の自由度の拡大の観点から検討が行われるとともに、自律的ガバナンスや事後チェックの重点化などについても検討いただいたことに感謝。
- ・今後、制度の詳細な検討が進められると思うが、民間による公益活動の活性化という今回のコンセプトを十分に踏まえていただきたい。
- ・最終報告（案）において、「国民の意見を幅広く聴取しつつ検討」や「不断の見直し」とあるが、これは切にお願いしたい。
- ・今回の見直しにより、収支相償原則が中期的な収支均衡に生まれ変わることで、現場でのしこりはだいぶ軽減するものと思う。
- ・公益充実資金や遊休財産に関する情報開示については、法人運営の透明性の向上による国民からの信頼確保という趣旨から、国民にとってわかりやすいものとするのが大事。
- ・定期提出書類における別表作成の見直しは法人負担の軽減になると思うが、新たに求められる区分経理（内訳表の作成）について、特に小規模法人への影響がどの程度あるかが懸念。

- ・ 役員の利益相反取引の情報開示については、法人が困らないよう丁寧な説明が必要。
- ・ 評議員の選任について、選考委員会の設置等が推奨とされているが、実質的な義務とならないようにしていただきたい。
- ・ 外部理事の導入に当たっての小規模法人の定義をどうするかは疑問が残る。
- ・ 外部理事について、会社法での規定を踏まえ、公益法人に多額の寄附を行っている団体等の関係者については、外部理事に当たらないとすることもご検討いただきたい。
- ・ 公益法人では、資金の拠出を受けている団体の関係者を外部理事としている実態もあるため、外部理事についてはその点も踏まえてご検討いただきたい。
- ・ インパクト測定・マネジメントについて、事例集を作成して終わりではなく、官民が連携して普及を進めていくことが重要。
- ・ 公益法人による出資については、特定の公益に資することを主目的としていることが原則になると思うが、収益が出ることをもって絞るものではないという海外の事例も踏まえてご検討いただきたい。
- ・ 出資について、近年で状況は大きく変わってきている。変化、多様性を取り入れつつ、自由度を拡大することが新しい資本主義の実現にもつながるものと思う。出資に公益信託を活用することも検討してよいのではないか。
- ・ 公益活動における相互のシナジーを図る観点から、公益法人が認定取消しを受けた場合に、公益財産の残額について公益信託を設置したり、公益信託に贈与したりする方向性等もご検討いただきたい。
- ・ 公益信託については、投資等の新しい動きとともに、その特性を踏まえて、まずはより使われる制度にすることが大切である。

等